

既存の再編案と行政圏等との関係

1	既存の特別区の再編案	1
2	シミュレーション結果	
(1)	基本情報	2
(2)	税込	3
(3)	通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率	4
3	行政圏等との関係	
(1)	二次保健医療圏	5
(2)	都立高校の旧学区	6
(3)	都建設事務所所管区域	7
(4)	労働基準監督所所管区域	8
(5)	ハローワーク管轄区域	9
(6)	警視庁方面本部	10
(7)	東京消防庁消防方面本部	11
(8)	児童相談所管轄区域	12

1 既存の特別区の再編案

1 森記念財団案

(1) 出典 東京・「6特別市+自主区」まちづくり会議構想 (財団法人 森記念財団 平成11年6月)

(2) 再編案



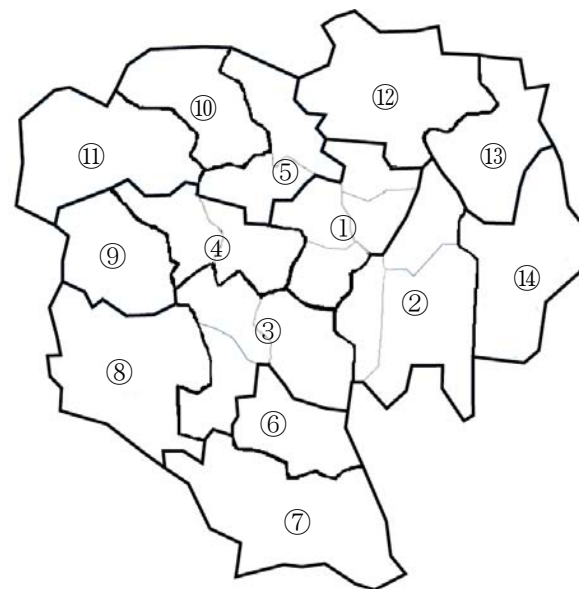
- ① 千代田市：千代田区、文京区、台東区、荒川区、北区、足立区の範囲
- ② 城東市：中央区、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区及び臨海副都心の範囲
- ③ 城南市：港区、品川区、大田区（臨海副都心を除く）の範囲
- ④ 渋谷市：渋谷区、目黒区、世田谷区の範囲
- ⑤ 新宿市：新宿区、中野区、杉並区の範囲
- ⑥ 池袋市：豊島区、板橋区、練馬区の範囲
- ※ 市名は何れも仮称

※ 今回のシミュレーションでは、港区、品川区の臨海副都心の人口、面積は城東市ではなく城南市に計上

2 浅見案

(1) 出典 東京23区の再編 (浅見泰司・中野英夫・小林庸至) 『都政研究平成14年8月号』

(2) 再編案



- ① 千代田・文京・台東・荒川
- ② 中央・墨田・江東
- ③ 港・目黒・渋谷
- ④ 新宿・中野
- ⑤ 豊島・北
- ⑥ 品川 ⑦ 大田
- ⑧ 世田谷 ⑨ 杉並
- ⑩ 板橋 ⑪ 練馬
- ⑫ 足立 ⑬ 葛飾
- ⑭ 江戸川

2 シミュレーション結果

(1) 基本情報

○現行区

(単位:人、km²、%)

		人口	面積	昼夜間人口比率
1	千代田区	41,778	11.64	2,047.3
2	中央区	98,399	10.15	659.5
3	港区	185,861	20.34	489.4
4	新宿区	305,716	18.23	253.5
5	文京区	189,632	11.31	177.4
6	台東区	165,186	10.08	185.6
7	墨田区	231,173	13.75	113.6
8	江東区	420,845	39.80	116.6
9	品川区	346,357	22.72	146.4
10	目黒区	264,064	14.70	109.1
11	大田区	665,674	59.46	99.0
12	世田谷区	841,165	58.08	89.7
13	渋谷区	203,334	15.11	272.4
14	中野区	310,627	15.59	92.0
15	杉並区	528,587	34.02	84.1
16	豊島区	250,585	13.01	162.3
17	北区	330,412	20.59	93.0
18	荒川区	191,207	10.20	96.3
19	板橋区	523,083	32.17	89.9
20	練馬区	692,339	48.16	82.4
21	足立区	624,807	53.20	86.6
22	葛飾区	424,878	34.84	80.7
23	江戸川区	653,944	49.86	81.8
	合計*	8,489,653	617.01	135.1

格差	20.1	5.9	25.4
----	------	-----	------

(出典)平成17年国勢調査

※最大値を青で、最小値を赤で塗りつぶした

注:合計欄のうち、昼夜間人口比率については、区部全体を対象としたものである。

○森記念財団案

(単位:人、km²、%)

		人口	面積	昼夜間人口比率
1	千代田市	1,543,022	117.02	164.0
2	城東市	1,829,239	148.40	124.6
3	城南市	1,197,892	102.52	173.4
4	渋谷市	1,308,563	87.89	122.2
5	新宿市	1,144,930	67.84	131.5
6	池袋市	1,466,007	93.34	98.6
	合計*	8,489,653	617.01	135.1

格差	1.6	2.2	1.8
----	-----	-----	-----

○浅見案

(単位:人、km²、%)

		人口	面積	昼夜間人口比率
1	千代田区・文京区・台東区・荒川区	587,803	43.23	286.2
2	中央区・墨田区・江東区	750,417	63.70	186.8
3	港区・目黒区・渋谷区	653,259	50.15	271.9
4	新宿区・中野区	616,343	33.82	171.9
5	豊島区・北区	580,997	33.60	121.7
6	品川区	346,357	22.72	146.4
7	大田区	665,674	59.46	99.0
8	世田谷区	841,165	58.08	89.7
9	杉並区	528,587	34.02	84.1
10	板橋区	523,083	32.17	89.9
11	練馬区	692,339	48.16	82.4
12	足立区	624,807	53.20	86.6
13	葛飾区	424,878	34.84	80.7
14	江戸川区	653,944	49.86	81.8
	合計*	8,489,653	617.01	135.1

格差	2.4	2.8	3.5
----	-----	-----	-----

(2) 税収

注：調整税(55%)については、各区別の調整税額を推計した額に55%を乗じて算出した。

○現行区

(単位：百万円)

		特別区税	調整税(55%)※	合計
1	千代田区	16,033	178,294	194,327
2	中央区	19,895	111,748	131,643
3	港区	67,379	152,858	220,237
4	新宿区	41,004	70,120	111,124
5	文京区	29,336	17,183	46,519
6	台東区	17,431	22,294	39,725
7	墨田区	17,093	13,453	30,546
8	江東区	34,545	32,818	67,363
9	品川区	37,517	36,118	73,635
10	目黒区	42,132	15,707	57,839
11	大田区	68,012	38,689	106,701
12	世田谷区	114,814	34,875	149,689
13	渋谷区	50,465	62,610	113,075
14	中野区	29,021	12,217	41,238
15	杉並区	63,811	19,290	83,101
16	豊島区	25,913	22,503	48,416
17	北区	22,853	11,662	34,515
18	荒川区	12,398	7,108	19,506
19	板橋区	38,440	18,659	57,099
20	練馬区	58,883	21,929	80,812
21	足立区	37,604	19,257	56,861
22	葛飾区	26,920	12,247	39,167
23	江戸川区	44,152	20,991	65,143
	合計	915,651	952,630	1,868,281
格差		9.3	25.1	11.3

○森記念財団案

(単位：百万円)

		特別区税	調整税(55%)	合計
1	千代田市	135,655	255,798	391,453
2	城東市	142,605	191,257	333,862
3	城南市	172,908	227,665	400,573
4	渋谷市	207,411	113,192	320,603
5	新宿市	133,836	101,627	235,463
6	池袋市	123,236	63,091	186,327
	合計	915,651	952,630	1,868,281
格差		1.7	4.1	2.1

○浅見案

(単位：百万円)

		特別区税	調整税(55%)	合計
1	千代田区・文京区・台東区・荒川区	75,198	224,879	300,077
2	中央区・墨田区・江東区	71,533	158,019	229,552
3	港区・目黒区・渋谷区	159,976	231,175	391,151
4	新宿区・中野区	70,025	82,337	152,362
5	豊島区・北区	48,766	34,165	82,931
6	品川区	37,517	36,118	73,635
7	大田区	68,012	38,689	106,701
8	世田谷区	114,814	34,875	149,689
9	杉並区	63,811	19,290	83,101
10	板橋区	38,440	18,659	57,099
11	練馬区	58,883	21,929	80,812
12	足立区	37,604	19,257	56,861
13	葛飾区	26,920	12,247	39,167
14	江戸川区	44,152	20,991	65,143
	合計	915,651	952,630	1,868,281
格差		5.9	18.9	10.0

(出典)特別区税：「平成18年度特別区決算状況」(東京都総務局行政部区政課)

調整税(55%)：「平成18年度決算の状況」(東京都)・「東京都税務統計年報」(東京都主税局税制部)

注1:業務移動とは、販売・打合せ等を目的として勤務先及び業務先間を移動することを指し、私事移動とは、買物・食事等を目的として自宅等から用事先へ移動することを指す。
 注2:合計欄は、23区内の完結率である。

(3)通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率

○現行区

(単位:%)

		通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1	千代田区	59.6	32.2	44.2
2	中央区	51.2	31.8	58.4
3	港区	53.8	34.3	52.7
4	新宿区	48.5	33.2	61.7
5	文京区	39.3	24.8	47.6
6	台東区	53.0	39.2	65.2
7	墨田区	45.2	34.6	71.0
8	江東区	40.7	30.6	72.8
9	品川区	42.2	34.0	67.9
10	目黒区	34.3	27.0	58.0
11	大田区	49.8	46.5	77.0
12	世田谷区	37.9	41.6	69.1
13	渋谷区	43.3	30.2	54.1
14	中野区	31.0	31.7	62.8
15	杉並区	33.5	38.2	66.1
16	豊島区	40.3	32.9	63.8
17	北区	36.7	40.2	70.8
18	荒川区	41.0	35.4	73.1
19	板橋区	42.0	37.7	74.0
20	練馬区	37.5	37.5	70.9
21	足立区	48.4	46.1	81.0
22	葛飾区	41.3	46.1	79.4
23	江戸川区	42.8	47.5	82.1
	合計*	90.7	85.3	92.8

格差	1.9	1.9	1.9
----	-----	-----	-----

○森記念財団案

(単位:%)

		通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1	千代田市	61.6	49.4	73.1
2	城東市	60.1	50.2	81.8
3	城南市	64.9	48.4	73.3
4	渋谷市	48.9	44.8	73.3
5	新宿市	48.7	42.7	72.5
6	池袋市	48.1	46.4	78.8
	合計*	90.7	85.3	92.8

格差	1.3	1.2	1.1
----	-----	-----	-----

○浅見案

(単位:%)

		通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1	千代田区・文京区・台東区・荒川区	59.5	43.8	62.7
2	中央区・墨田区・江東区	56.4	41.7	73.1
3	港区・目黒区・渋谷区	56.8	42.6	63.3
4	新宿区・中野区	47.9	37.4	67.1
5	豊島区・北区	41.9	39.9	71.0
6	品川区	42.2	34.0	67.9
7	大田区	49.8	46.5	77.0
8	世田谷区	37.9	41.6	69.1
9	杉並区	33.5	38.2	66.1
10	板橋区	42.0	37.7	74.0
11	練馬区	37.5	37.5	70.9
12	足立区	48.4	46.1	81.0
13	葛飾区	41.3	46.1	79.4
14	江戸川区	42.8	47.5	82.1
	合計*	90.7	85.3	92.8

格差	1.8	1.1	1.3
----	-----	-----	-----

(出典)通勤通学完結率:平成17年国勢調査
 その他:平成10年パーソントリップ調査

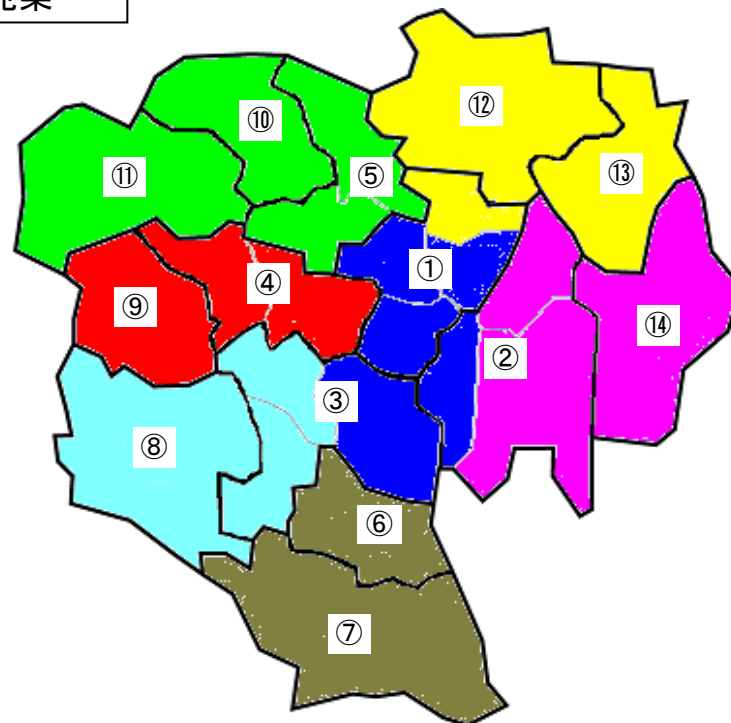
3 行政圏等との関係

(1) 二次保健医療圏

森記念財団案



浅見案



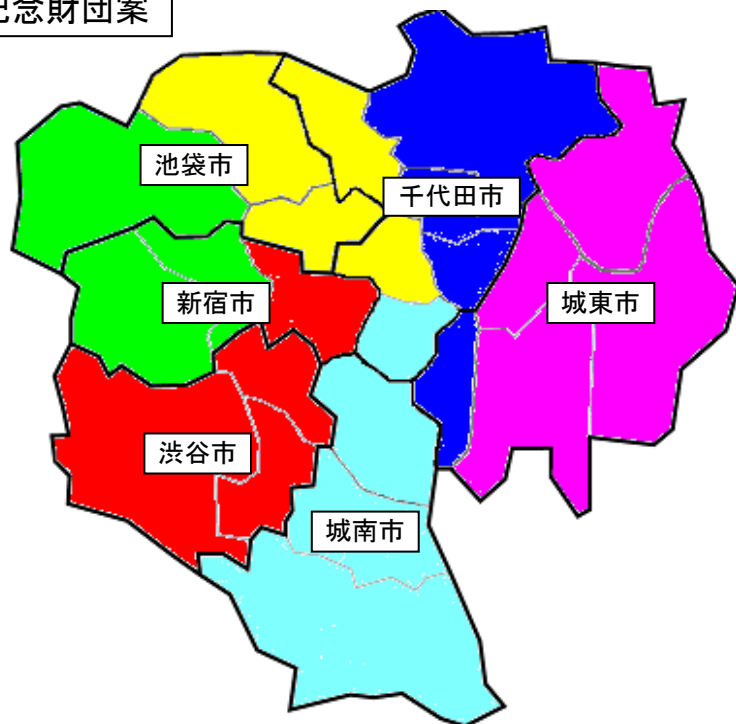
二次保健医療圏名	森記念財団案	浅見案	現行区
区中央部(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
区南部(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区
区西南部(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、目黒区、世田谷区
区西部(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区
区西北部(緑)	池袋市、千代田市(一部)	⑤区、⑩板橋区、⑪練馬区	北区、板橋区、練馬区、豊島区
区東北部(黄)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、⑫足立区、⑬葛飾区	荒川区、足立区、葛飾区
区東部(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	墨田区、江東区、江戸川区

※千代田市、城東市が3医療圏、城南市が2医療圏に属する

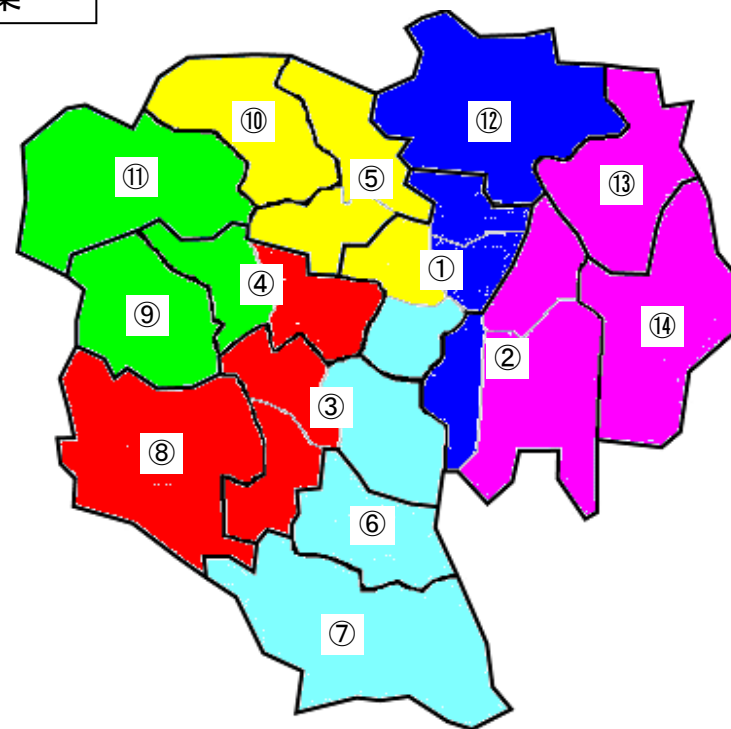
※①区・②区・③区が2医療圏に属する

(2) 都立高校の旧学区

森記念財団案



浅見案



旧学区名	森記念財団案	浅見案	現行区
旧第一学区(ブルー)	城南市、千代田市(一部)	①区(一部)、③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区	千代田区、港区、品川区、大田区
旧第二学区(赤)	渋谷市、新宿市(一部)	③区(一部)、④区(一部)、⑧世田谷区	新宿区、渋谷区、目黒区、世田谷区
旧第三学区(緑)	新宿市(一部)、池袋市(一部)	④区(一部)、⑨杉並区、⑪練馬区	中野区、杉並区、練馬区
旧第四学区(黄)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区、⑩板橋区	文京区、豊島区、板橋区、北区
旧第五学区(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、⑫足立区	中央区、台東区、荒川区、足立区
旧第六学区(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区

※千代田市が3つの旧学区、新宿市・池袋市・城東市が2つの旧学区に属する

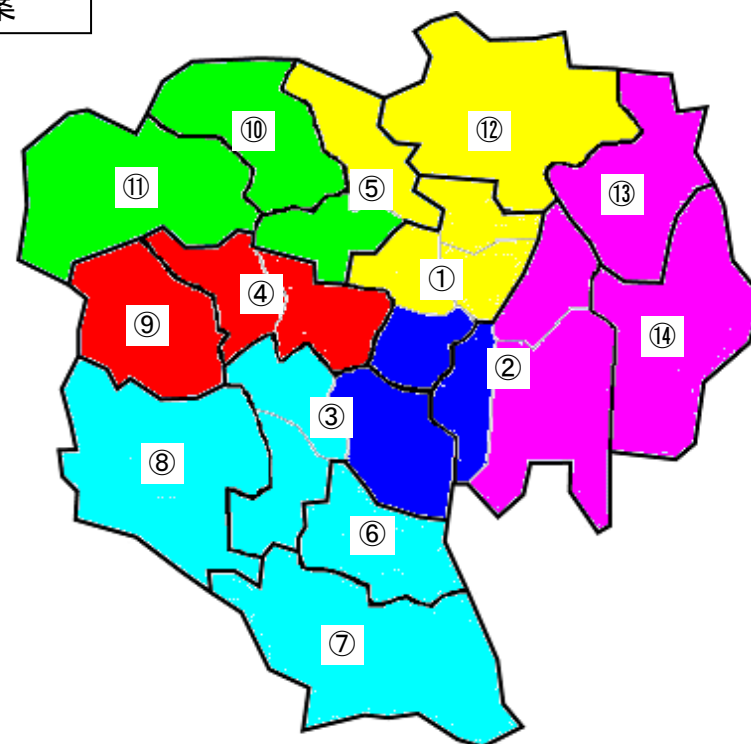
※①区が3つの旧学区、②区・③区・④区が2つの旧学区に属する

(3) 都建設事務所所管区域

森記念財団案



浅見案



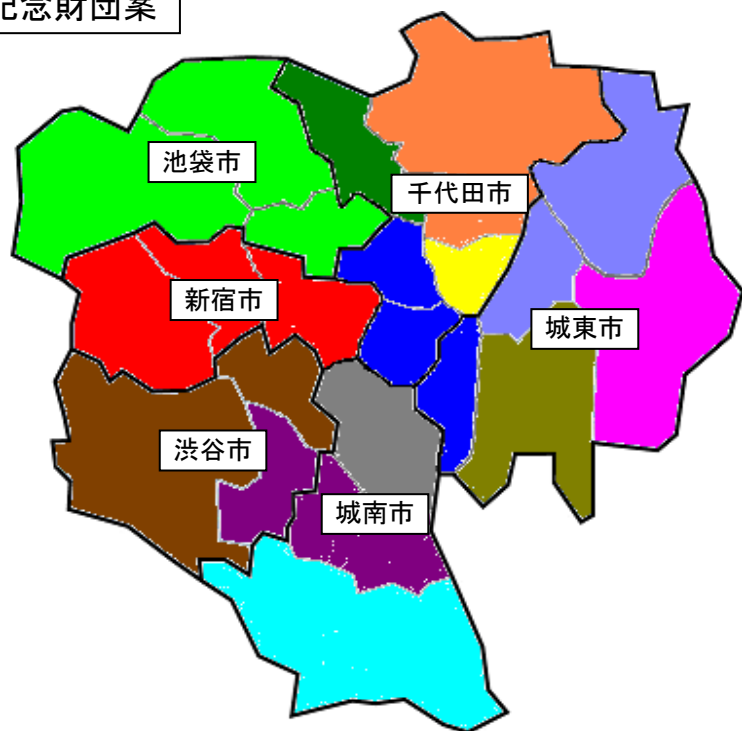
建設事務所名	森記念財団案	浅見案	現行区
第一建設事務所(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区
第二建設事務所(ブルー)	渋谷市、城南市(一部)	③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区、⑧世田谷区	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
第三建設事務所(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区
第四建設事務所(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
第五建設事務所(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第六建設事務所(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)、⑫足立区	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区

※千代田市・城東市・城南市が2つの建設事務所所管区域に属する

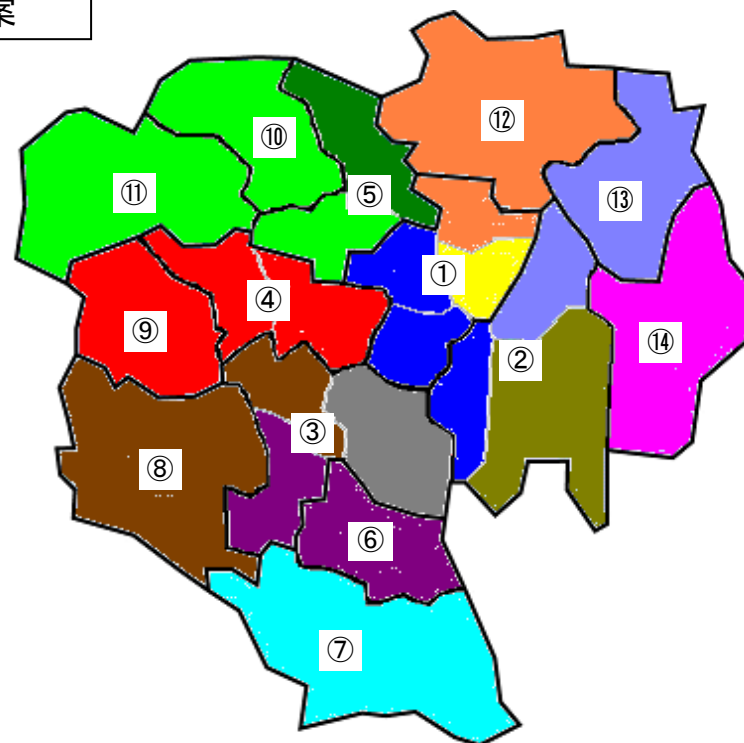
※①区・②区・③区・⑤区が2つの建設事務所所管区域に属する

(4)労働基準監督署管轄区域

森記念財団案



浅見案

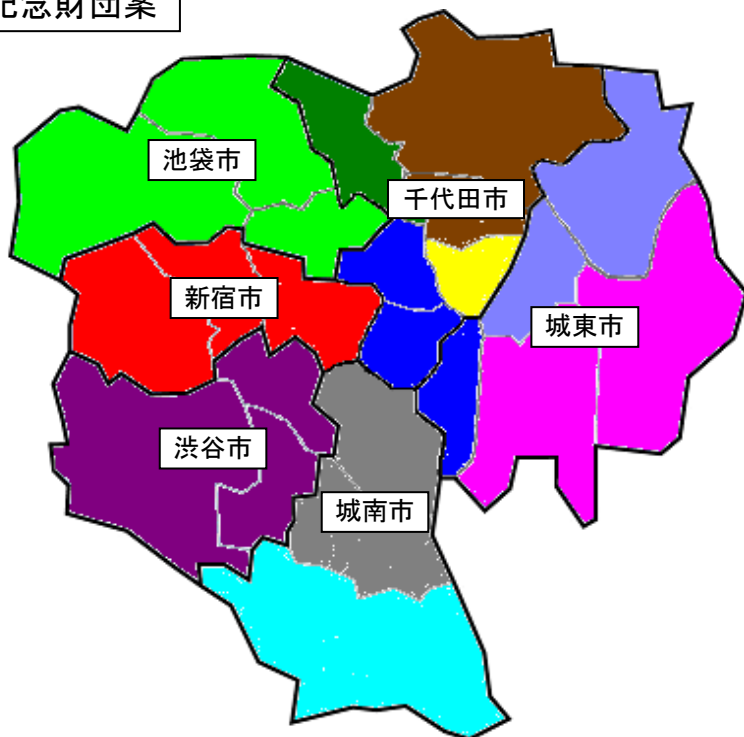


労基署名	森記念財団案	浅見案	現行区	労基署名	森記念財団案	浅見案	現行区
中央(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村	池袋(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
上野(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)	台東区	王子(深緑)	千代田市(一部)	⑤区(一部)	北区
三田(灰)	城南市(一部)	③区(一部)	港区	足立(赤茶)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	足立区、荒川区
品川(紫)	城南市(一部)、渋谷市(一部)	③区(一部)、⑥品川区	品川区、目黒区	向島(薄紫)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区	墨田区、葛飾区
大田(ブルー)	城南市(一部)	⑦大田区	大田区	亀戸(金)	城東市(一部)	②区(一部)	江東区
渋谷(茶)	渋谷市(一部)	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、世田谷区	江戸川(ピンク)	城東市(一部)	⑭江戸川区	江戸川区
新宿(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区				

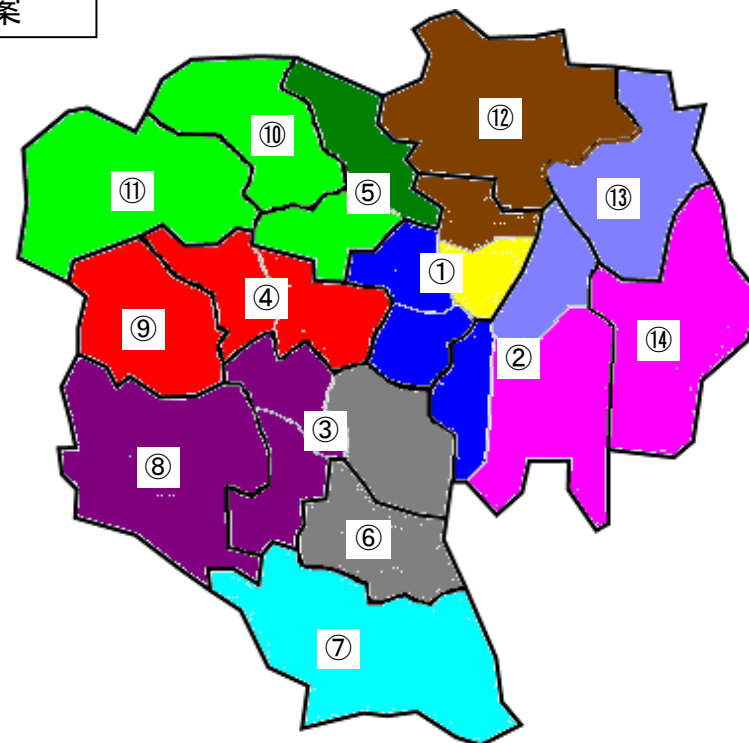
※森記念財団案でも浅見案でも多くの市・区が複数の労働基準監督署管轄区域に分かれる

(5)ハローワーク管轄区域

森記念財団案



浅見案



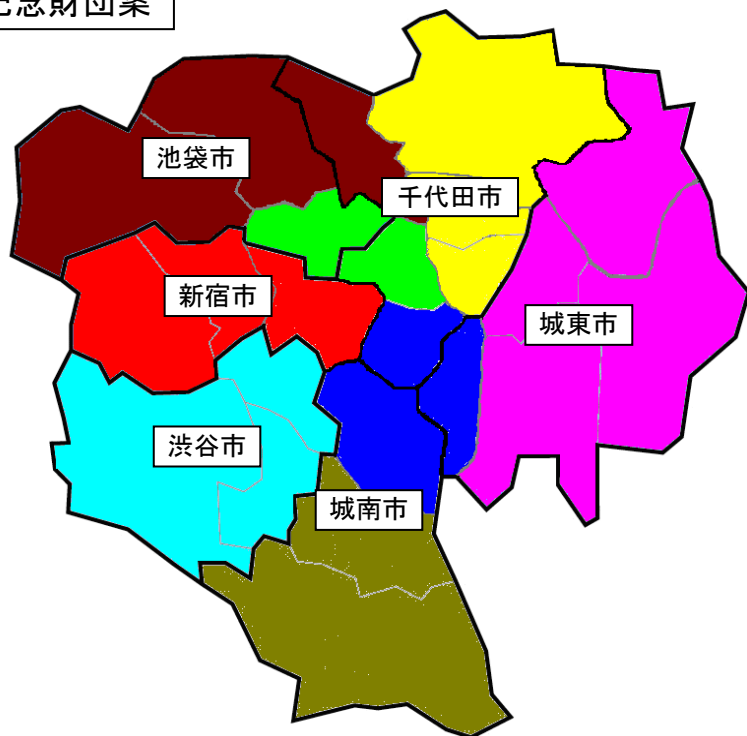
ハローワーク名	森記念財団案	浅見案	現行区	ハローワーク名	森記念財団案	浅見案	現行区
飯田橋(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村	池袋(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
上野(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)	台東区	王子(深緑)	千代田市(一部)	⑤区(一部)	北区
品川(灰)	城南市(一部)	③区(一部)、⑥品川区	港区、品川区	足立(茶)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	足立区、荒川区
大森(ブルー)	城南市(一部)	⑦大田区	大田区	墨田(薄紫)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区	墨田区、葛飾区
渋谷(紫)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、世田谷区、目黒区	木場(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	江東区、江戸川区
新宿(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区				

※森記念財団案では、千代田市が4、城東市が3、城南市が2つのハローワーク管轄区域に分かれる

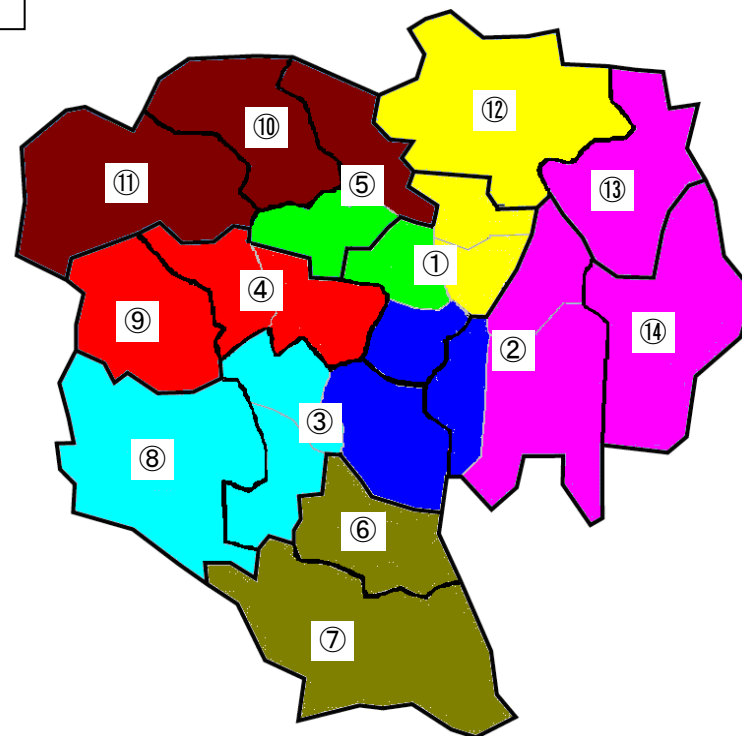
※浅見案では、①区・②区が3、③区・⑤区が2つのハローワーク管轄区域に分かれる

(6) 警視庁方面本部

森記念財団案



浅見案

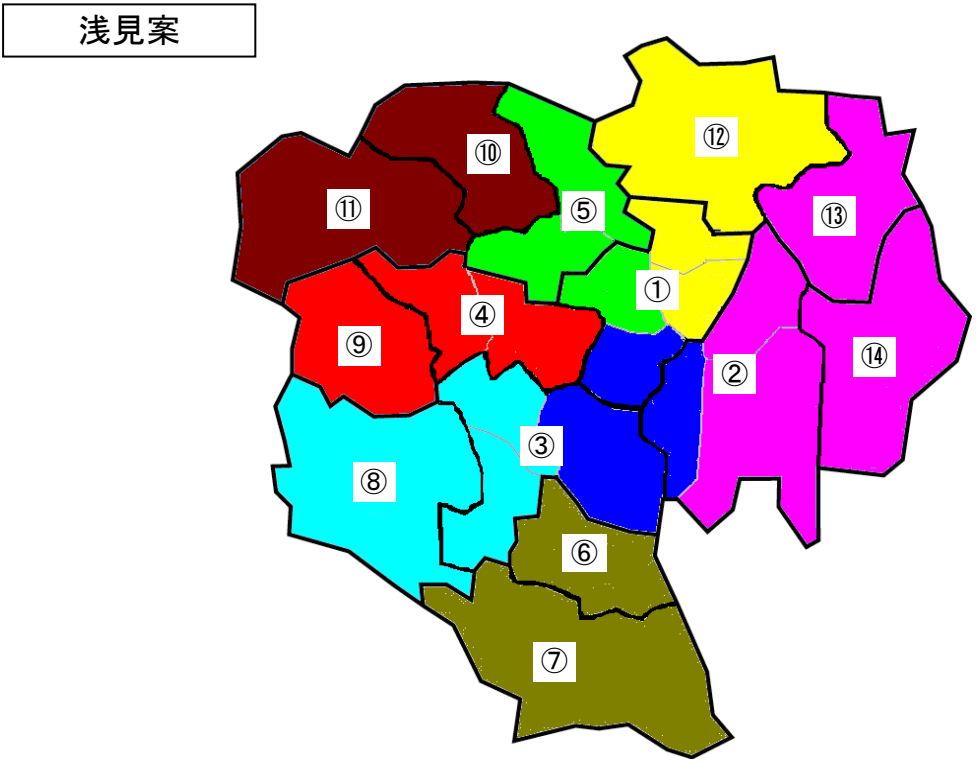
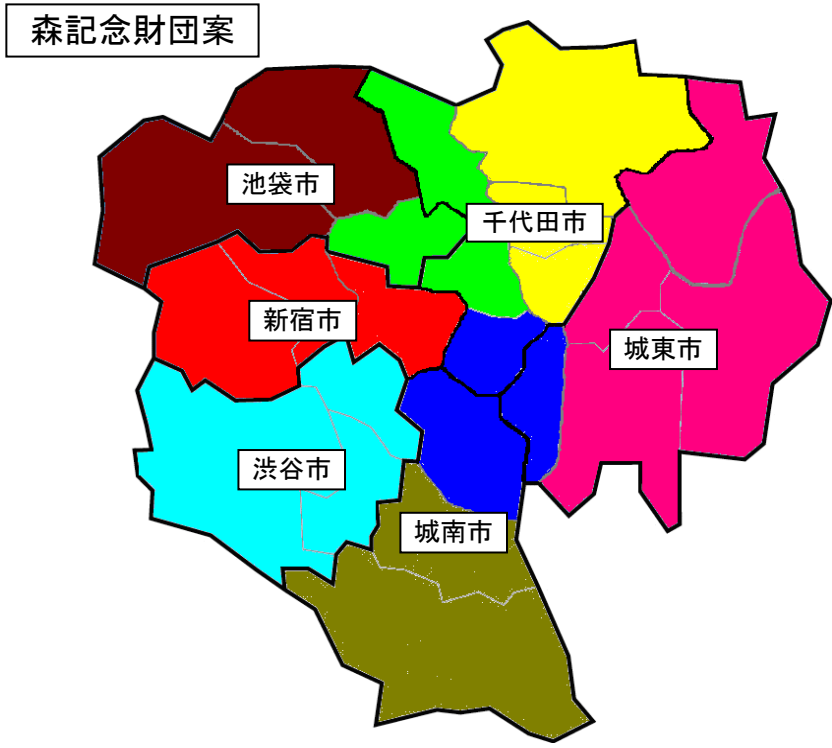


方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区	方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区
第1(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区、島部	第5(緑)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)	文京区、豊島区
第2(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区	第6(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	台東区、荒川区、足立区
第3(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	世田谷区、目黒区、渋谷区	第7(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	江東区、墨田区、葛飾区、江戸川区
第4(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区	第10(茶)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	北区、板橋区、練馬区

※森記念財団案では、千代田市が4、城東市・城南市・池袋市が2つの方面本部に分かれる

※浅見案では、①区が3、②区・③区・⑤区が2つの方面本部に分かれる

(7)東京消防庁消防方面本部



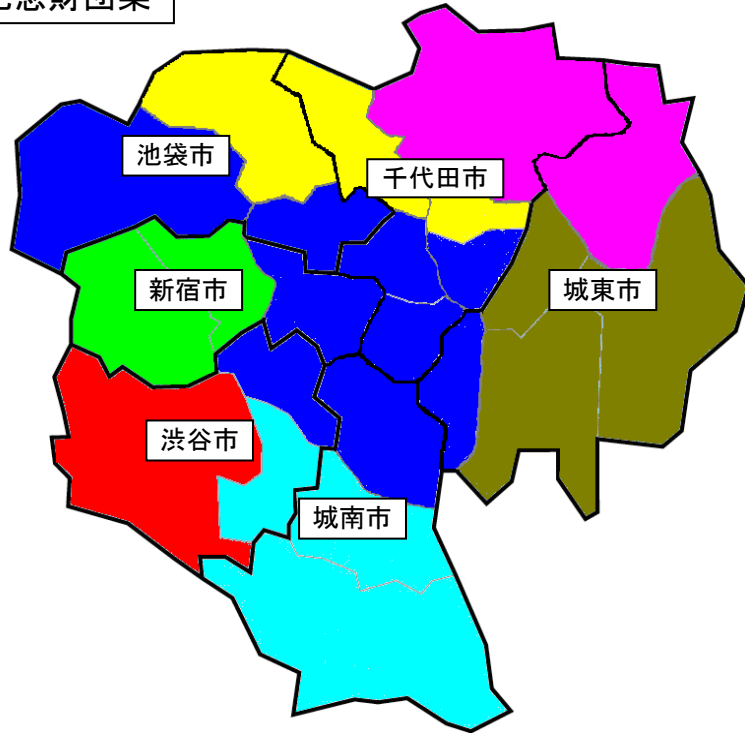
方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区	方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区
第1(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区	第5(緑)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区	文京区、豊島区、北区
第2(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区	第6(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	台東区、荒川区、足立区
第3(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	目黒区、世田谷区、渋谷区	第7(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第4(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区	第10(茶)	池袋市(一部)	⑩板橋区、⑪練馬区	板橋区、練馬区

※森記念財団案では、千代田市が3、城東市・城南市・池袋市が2つの消防方面本部に分かれる

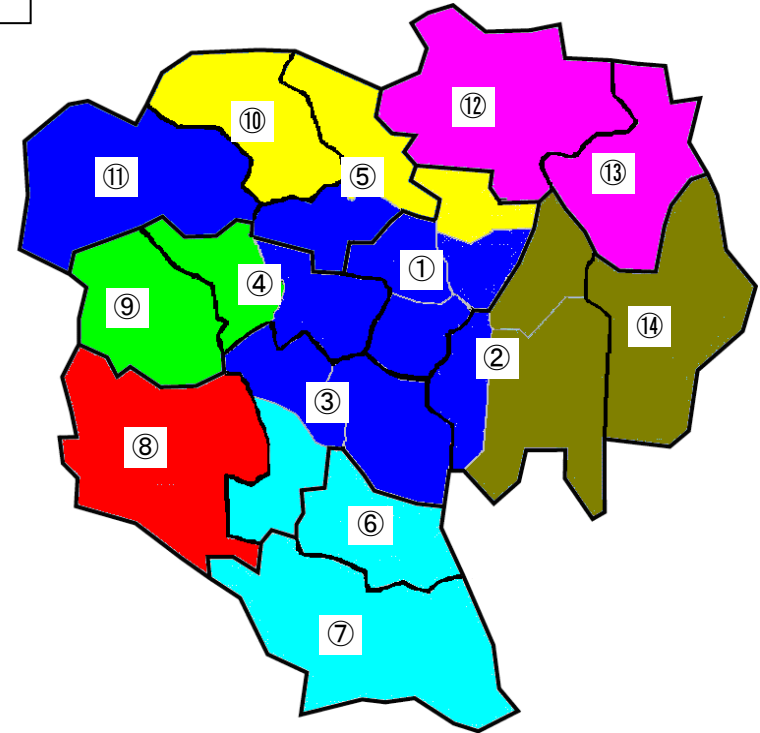
※浅見案では、①区が3、②区・③区が2つの消防方面本部に分かれる

(8) 児童相談所管轄区域

森記念財団案



浅見案



児童相談所名	森記念財団案	浅見案	現行区
児童相談センター(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)、新宿市(一部)、渋谷市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)、④区(一部)、⑤区(一部)、⑪練馬区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ
墨田児童相談所(金)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	墨田区、江東区、江戸川区
品川児童相談所(ブルー)	城南市(一部)、渋谷市(一部)	③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区	品川区、目黒区、大田区
世田谷児童相談所(赤)	渋谷市(一部)	⑧世田谷区	世田谷区、狛江市
杉並児童相談所(緑)	新宿市(一部)	④区(一部)、⑨杉並区	中野区、杉並区、武蔵野市、三鷹市
北児童相談所(黄)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)、⑩板橋区	北区、荒川区、板橋区
足立児童相談所(ピンク)	千代田市(一部)、城東市(一部)	⑫足立区、⑬葛飾区	足立区、葛飾区

※千代田市・城東市・渋谷市が3つ、城南市・新宿市・池袋市が2つの児童相談所の管轄区域に属する

※①区～⑤区が2つの児童相談所の管轄区域に属する